

星槎大学における障害を理由とする差別の解消に関する基本方針に関する留意事項

本学における障害を理由とする差別の解消に関する基本方針（以下「基本方針」という。）に規定する「不当な差別的取扱いに関する留意事項」及び「合理的配慮の提供に関する留意事項」は以下のとおりとする。

I 不当な差別的取扱いに当たり得る具体的事例

基本方針IV-3 に記載のとおり、不当な差別的取扱いに相当するか否かについては、個別の事案ごとに判断されることとなるが、不当な差別的取扱いに当たり得る具体例は、次のとおりである。なお、次に掲げる具体例については、正当な理由が存在しないことを前提とし、また、次に掲げる具体例以外でも不当な差別的取扱いに該当するものがあることに留意すること。

<障害を理由とする不当な差別に当たり得る事例>

- ・ 受験を拒否すること。
- ・ 入学試験判定において正当な評価を行わないこと。
- ・ 授業受講を拒否すること。
- ・ 研究指導を拒否すること。
- ・ 実習、研修、フィールドワーク等への参加を拒否すること。
- ・ 事務窓口での対応を拒否あるいは順序を劣後させること。
- ・ 式典、行事、説明会、シンポジウムへの出席を拒むこと。
- ・ 支援を用意できないからという理由で、障害のある学生への授業受講や研修、講習、実習等への参加を拒むこと。
- ・ 単位の認定基準を満たしていないにもかかわらず、正当な評価を行わず単位を認めること。
- ・ 授業受講を免除すること。
- ・ 体育の授業をすべて見学させること。

II 合理的配慮に該当し得る具体例

合理的配慮は、障害のある人等の利用を想定して事前に行われる大学施設の環境整備を基礎として、個々の障害のある人に対して、その状況に応じて個別に実施される措置である。

その内容は基本方針のVに記載のとおり、障害の特性や社会的障壁の除去が求められる具体的状況等を踏まえ、その除去のための手段及び方法について、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応する必要がある。

本学では、合理的配慮に該当し得る具体的な事例を「物理的・人的支援面での配慮」「意思

疎通の配慮」及び「ルール・慣行の柔軟な変更」に分類し、それぞれの項目ごとに例を上げながら、取り組むものとする。

以上